

## 議 事 録

期 日 平成30年8月24日 午後3時00分～

場 所 高千穂町役場 大会議室

出席委員 原田文男 甲斐謙二 福嶋信二 市野辰廣  
佐藤公也 福原良治 興梠達彦 佐藤收喜  
須藤邦生 竹次民生 松川智年 甲斐泰郎  
藤本道廣 尾賀徳光 坂本安則 甲斐正廣  
興梠香月 甲斐 誠 甲斐雅通 佐藤 眞  
土持陽宏 田上孝生 林 順善 内倉眞澄  
佐藤則行 佐藤弘文

欠席委員 安在昭則 佐藤恒和 佐藤春男 佐藤政信

事務局 興梠晶彦 甲斐順久 児嶋尚徳

### 議 事 日 程

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人の指名
- 3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請
- 4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請
- 5 議案第4号 非農地・現況証明願について
- 6 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

## ・開会

### ・会長あいさつ

### ・議事録署名人指名

11. 甲斐謙二委員 13. 竹次民生委員

### ・議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請

#### 議案第2号-1

(事務局説明) 議案2号-1について土地の表示、事業者住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 事業者は退職して本格的に農業をしたいと考えており、牛を現行の4頭から20頭に増頭する予定であり、今回の牛舎への転用申請となりました。尚、排水については、既存の堤を利用するとのことです。

(議長) ありがとうございます。それでは2号-1につきまして質疑をお受けします。

(委員) 自宅から少し離れているようですが？

(担当委員) 初めは家のすぐ下にある田を計画していましたが、中山間集落協定の関係でダメでした。1.5km離れてはいますが、こちらの方が良いということになったようです。ちなみに水道は自宅からひくとのことです。

(議長) 他に質問がないようですので議案第2号-1について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員の同意により承認された～

#### 議案第2号-2

(事務局説明) 議案2号-2について土地の表示、事業者住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 事業者は専業農家であり、牛の他きゅうりや米も栽培しています。今回増頭を予定しての牛舎の申請ですが、土地改良、水利権は維持するようです。また、排水については既存の側溝を利用するとのことです。

(議長) ありがとうございます。それでは2号-2につきまして質疑をお受けします。

(委員) どのくらいの増頭ですか。

(担当委員) 20頭規模のようです。家の敷地の方にもつなぐようです。

(議長) 他に質問がないようですので議案第2号-2について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員の同意により承認された～

### 議案第2号-3

(事務局説明) 議案2号-3について土地の表示、事業者住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 今回の転用申請ですが、既存の牛舎は町道と川にはさまれた狭いところにあり、新しいところに移転したいと考えていたようです。排水については下のくぬぎ山にパイプを通して下の町道側溝に排水するとのことでした。

(議長) ありがとうございます。それでは2号-3につきまして質疑をお受けします。

(委員) 事業者の年齢について教えて下さい。議案中に年齢が記載されていないようですが、今後年齢欄を追加されることを要望します。

(事務局) 年齢は43歳です。次回から年齢欄を追加するようにいたします。

(担当委員) 補足ですが、今回申請地は自宅と少し離れた位置にありますが、将来的に自宅も新牛舎の近くに移転したいとの気持ちもあるようです。

(議長) 他に質問がないようですので議案第2号-3について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員の同意により承認された～

・議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請

議案第3号-1

(事務局説明) 議案第3号-1について土地の表示、譲渡人・譲受人、住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 畜舎、堆肥舎、農業用機械器具施設への転用申請です。譲受人は譲渡人の次男であり、20頭規模に増頭したいという希望から本申請となりました。排水は道路の側溝を利用し、汚物は堆肥舎で適切に処理をするそうです。

(議長) それでは3号-1につきまして質疑をお受けします。

(委員) 先ほどと同じ地域の申請ですが、この地域だけでかなりな牛の頭数となってきますね。

(議長) 他に質問がないようですので議案第3号-1について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員同意により承認された～

・議案第4号 非農地証明願について

議案第4号-1

(事務局説明) 議案第4号-1について土地の表示、申請人住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 申請地は都市計画区域内で10年以上耕作はされておらず、現況は雑種地となっています。将来的には住宅をつくりたいということのようです。

(議長) それでは4号-1につきまして質疑をお受けします。

(議長) 他に質問がないようですので議案第3号-1について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員同意により承認された～

・議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

議案第5号-1

(事務局説明) 議案5号-1について土地の表示、譲渡人・譲受人住所・氏名・法令等説明。

(担当委員説明) 今回申請は農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買による所有権移転です。譲渡人は15年ほど前に夫を亡くしており、農地の管理もままならない状態です。譲受人は専業農家であり、地域の担い手の一人であります。該当農地は譲受人の家の下にあり、必ず譲受人の家を通らなければ行けない状況です。また、申請地は都市計画区域内で農業振興地域外になる為、農地中間管理機構は通せません。農地は1反あたり30万が限度で、水利権等は譲受人が引き継ぐようです。

(議長) ありがとうございます。それでは5号-1につきまして質疑をお受けします。

(委員) 農振地でないとなかなか事業を持ってこれないのですね。

(担当委員) そのとおりです。農振地ではないので中山間集落協定に取り組むこともできません。

(議長) 他に質問がないようですので議案第5号-1について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

～全員の同意により承認された～

(議長) ありがとうございました。議案については以上です。